

平成28年5月定例会

議案説明資料

警察本部

平成28年5月定例会議案説明資料目次

【予算関係以外】

警察本部

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年4月18日専決）	監察課	1
	(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年4月18日専決）	監察課	2

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成28年4月18日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成28年4月18日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 境港市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金83,160円を支払うものとする。また、県は、人身損害に対する損害賠償金1,114,554円を支払うものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成27年10月6日 午前10時38分頃 イ 事故発生場所 境港市竹内町地内 ウ 事故の状況 鳥取県境港警察署所属の職員が、交通用務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、転回のため交差点で切り返す際、後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方所有の原動機付自転車に衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。</p> <p><参考> ・損害賠償額 物損被害損害賠償額83,160円 うち、保険支払額53,160円、県費支出額30,000円（免責額3万円） 人身被害損害賠償額1,114,554円 うち、保険支払額1,114,554円、県費支出額0円 ・県側車両損害額21,600円 うち、相手方からの賠償額0円、県実質負担額21,600円</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成28年4月18日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成28年4月18日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 倉吉市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を3割とするが、和解の相手方が損害賠償請求権を放棄したため、県は、損害賠償金を支払わないものとする。こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生日 平成27年12月8日 午後5時20分頃 イ 事故発生場所 倉吉市上井地内 ウ 事故の状況 鳥取県倉吉警察署所属の職員が、捜査用務のため普通乗用自動車を運転中、交差点を直進する際、右方道路から右折進入してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額0円（相手方が損害賠償請求権を放棄） ・ 県側車両損害額29,808円 うち、相手方からの賠償額20,865円、県実質負担額8,943円</p>